

日程・会場・定員・内容

日 程	【1日目】2022年11月6日(土) 【2日目】A日程/2022年11月19日(土) B日程/2022年11月27日(日) ※2日目は、A・B日程いずれかにご参加いただきます。どちらも同じ内容です。 日程の選択はできませんのでご了承ください。受講申込受付後、受講可の連絡を送る際にいずれの日程で受講いただくかをお知らせします。
実施方法	Zoomミーティングを使用したオンライン研修
定 員	100名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

研修プログラム

【1日目】

9:00~	Zoomへの入室受付開始
9:15~ 9:30	オリエンテーション/開講式
9:30~11:30	実習指導概論 (講義2時間)
11:30~12:30	昼食・休憩
12:30~14:30	実習マネジメント論 (講義2時間)
14:30~14:40	休憩
14:40~17:40	実習プログラミング論 (講義3時間)

【2日目】

9:00~	Zoomへの入室受付開始
9:15~ 9:30	オリエンテーション (Zoom注意点他)
9:30~17:30	実習スーパービジョン論 (講義・演習7時間) ※途中で昼食・休憩あり
17:30~17:35	閉講式/事務連絡等

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

- ・社会福祉士であること
- ・Zoomミーティングに参加できること(カメラで参加状況が確認できること。マイクで通話できること。高速で安定した通信環境が確保できること。)
- ※オンラインでの受講にあたっての詳細・注意事項は、裏面【オンライン研修の参加方法】をご確認ください。

2. 受講費

11,000円(税込)(※テキスト代は含みません。)

3. 申込方法

- ①神奈川県社会福祉士会ホームページ (<http://www.kacsw.or.jp/>) の実習指導者講習会受講申込フォームにてお申込ください。
- ②受講資格(社会福祉士)を確認しますので、非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」の画像を受講申込フォームに画像添付してください。画像添付が難しい場合は、申込後に本会から自動返信される申込内容確認メール本文を全て印刷し、印刷した申込内容確認メールと「社会福祉士登録証」のコピーを一緒に郵送(レターパック等可)にて本会宛てにお送りください。必ず申込受付期間内にお送りください。
- ③受講決定は先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。
- ④受講定員を超えた場合は、勤務先の実習施設等種別(参照:【別紙】社会福祉士実習施設等一覧)、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年、今後の実習生受け入れ有無等を考慮し受講者を選考します。

4. 申込受付期間

9月1日(木) ~ 9月22日(木) 17:00

※申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5. 受講可否の通知

受講可否は10月14日(金)ごろまでに文書およびメール(jimu@kacsw.or.jp)にてご連絡しますので、受講申込時のメールアドレスに本会からのメールが受信できるよう、迷惑メール等の設定のご確認をお願いします。受講可の場合、あわせて、2日目の日程(A日程またはB日程)、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6. 申込上のご注意

- ①受講申込フォームには、間違いや漏れのないよう入力し申込してください。
- ②受講申込フォームのお名前・生年月日・ご住所は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご入力ください。
- ③受講申込フォーム送信後に本会から自動返信される申込内容確認メールは、申込控えとしてお手元にお控えください。

7. 研修テキストについて

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』(中央法規出版、2022年)を講習会テキストとして位置づけています。原則、実習指導者講習会当日までに『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』をお読みください。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

8. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。
- ②オンライン研修となりますので、研修の受講中は、受講者側のカメラをONにし顔が見える状態(Zoomミーティング画面に表示されている状態)で受講いただきます。これにより受講確認を行います。
- ③15分以上の遅刻・中座・早退がある場合は修了とはなりません。以下の場合には遅刻・中座・早退とみなされますのでご注意ください。
 - ・各科目の受講開始時間から講義中15分以上Zoomの接続が確認できない。または接続していても15分以上画面から離席している。あるいは、講義に関係のない通話、飲食、その他受講中に適さない行為を行っている。
 - ・各科目の講義中に15分以上カメラがOFFの状態が継続していて、受講中か確認ができない場合※接続不良が生じないよう、安定した通信環境下での受講をお願いします。有線LAN(または最低限Wi-Fi)接続されたパソコンでの受講を推奨します。
- ④修了者には、研修終了後修了証を発行します(後日郵送)。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

【注意】

(1)研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。 科目の区分:認定社会福祉士/共通専門/サービス管理・人材育成・経営系科目群I
科目名:人材育成系科目I 単位数:1単位

(2)本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご確認ください。

【参考】

社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。
(実習指導者講習会の受講要件ではありません)

「社会福祉に関する科目を定める省令 第四条八号」

実習施設等における相談援助実習(市町村において相談援助実習を行う場合を含む。)を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

【オンライン研修の参加方法】

オンライン研修に参加いただくにあたり、事前に準備いただきたい事項、使用機器等についてご案内いたします。

■本研修(Zoomミーティング)に参加するにあたり準備いただきたい事項

インターネットに接続できるパソコン、タブレットで参加が可能です。必要な機器をご準備ください。

本研修では、ビデオ会議システム「Zoomミーティング」を使用しますので、事前に「Zoom」アプリを使用予定の機器にインストール/ダウンロードしてください。インストール/ダウンロードは無料です。なお、研修に参加するだけであればZoomアカウントの取得(サインアップ)は不要です。

■使用機器の確認(詳細)

①本研修(Zoomミーティング)では、受講者側のカメラを常にオンにした状態で受講いただき、出席確認をいたします。また、演習では、受講者側のマイクとカメラを使用したグループワーク(ブレイクアウトセッション)を実施します。パソコン等の端末とあわせて、以下の機器をご準備ください(※1台の端末で複数名まとめて受講いただくことはできません)。

・webカメラ(パソコン等に内蔵されているもの、またはUSB等で接続する外付けのもの)

・webマイク(パソコン等に内蔵されているもの、またはUSB、Bluetooth等で接続する外付けのもの)

②音声(スピーカー)は、パソコン等に内蔵されているものでお聞きいただけますが、イヤホンの使用を推奨します(イヤホンとマイクが一体となった、イヤホン付きマイクが便利です)。

③長時間にわたり映像・音声を視聴いただくため、安定した通信状況下でご参加ください。ご自宅や職場等で有線LANでインターネット接続されたパソコンでの参加を強く推奨します(最低でもWi-Fi接続)。

携帯電話会社の回線(パケット通信)でもご参加は可能ですが、データ使用量が大きくなります。参加にかかるデータ通信料は参加者負担となりますので、通信料金やお使いの端末の契約内容にご注意ください。

*Zoom使用のシステム要件はこちら <https://support.zoom.us/hc/ja/categories/200101697>
(Zoomヘルプセンター)

*Zoomアプリをダウンロードしたら、事前に接続テストを行うことをお勧めします。

Zoomテスト用URL: <https://zoom.us/test>

■Zoomの接続に関して

過去のweb研修において、受講者側の環境調整が必要と思われる事項による接続不備について、研修当日に事務局にご連絡・ご相談が寄せられるケースが多々ありました。受講者のみなさまのパソコン等機器の種類も様々であり、また、プロバイダ等インターネット接続状況も異なるなか、受講者側の通信環境による接続不備については事務局ではお応えできかねますので、ご理解の上、ご参加いただきますようお願いいたします。

(参考)パソコン等の環境整備について参考となるサイト(一例)

NEC Zoom受講マニュアル <https://www.neclearning.jp/training/remotelive/pdf/Zoom.pdf>

■受講予定者の所属長様へお願い

web研修にはスマホ等からの参加もできますが、音声・動画配信のため使用するデータ容量が大きくなります。受講される方がより安定した通信状況下で受講できるよう、できるだけ職場の有線LAN(最低限、Wi-Fi)でインターネット接続されたパソコンで研修参加ができるようご配慮いただきたくお願いいたします。

お問合せ先・申込先

公益社団法人神奈川県社会福祉士会 事務局

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター4階

TEL: 045-317-2045 (問合せ対応時間: 平日9時~17時)

FAX: 045-317-2046

E-mail: jimu@kacsw.or.jp

ホームページ: <http://www.kacsw.or.jp/>

2022年度

社会福祉士実習指導者 講習会開催要項



「2012年4月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

主催: 公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

後援: 公益社団法人 日本社会福祉士会

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

18 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について(社福発第1111001号 平成20年11月11日、発令)改正 社福発0303第2号 令和2年9月9日 厚生労働省社会・援護局長通知

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定 社会福祉士養成課程1号ア及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士養成課程3号1号ア及び第5条第14号イ並びに 社会福祉士養成課程(者)選考委員会(選考)に基づく重症心身障害児(者)選考事業(1)を行う施設 及び平成22年厚生労働省告示第403号、以下「実習施設等告示」という。)に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より運用することとしたので、参考まで通知する。

実習施設等告示

規則番号	実習施設等告示
1801	1. 「身体障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和47年7月22日付け社厚(28号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)に基づく身体障害者福祉工場
1802	2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置要綱)に基づく知的障害者福祉工場
1803	3. 「重症心身障害児(者)選考事業の案型について」(平成15年11月10日付け厚発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)選考委員会選考)に基づく重症心身障害児(者)選考事業(1)を行う施設
1804	4. 「セーブ・ネット支援対策等事業の実型について」(平成17年9月31日付け社厚発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要綱)に基づくホームレス自立支援センター
1805	5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社福地第74号)別紙(地域福祉センター設置要綱)に基づく地域福祉センター
1806	6. 「障害者の設置及び運営について」(平成14年9月29日付け厚生労働省発社厚第0329002号)に基づく障害者
1807	7. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う施設
1808	8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付厚発第0331第49号)別添(「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
1809	9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付厚発第0331第59号)に基づき子育て世代包括支援センター
1810	10. 厚生労働省が運営する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
1811	11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
1812	12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第9号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
1813	13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター
1814	14. 「指定施設における養育の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の規定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社厚第29号厚生省社会局長令第10第2号)別紙10の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実施要綱等告示に定められている施設を除く。)
1815	15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所 (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。 (2) 独立型社会福祉士事務所を開設して3年以上の実績を有していること。 (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。 (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。 (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。
1816	16. 福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人

0000 所属なし・担当なし